

会員各位

日本産科婦人科内視鏡学会  
技術認定委員会委員長 竹下俊行

### 学会発表等に代替可能な研修会・セミナーについて

技術認定申請資格における技術認定申請要件で、学会発表又は論文発表(筆頭著者以外)に代替可能な研修会・セミナーに関して、一部周知が不十分とのご指摘を頂きましたので、あらためて確認少々ご連絡致します。

#### 記

一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会 技術認定制度規則には以下の申請要件が定められています。

#### 第4章 技術認定申請資格

##### 第14条 技術認定申請要件

- 5)産婦人科内視鏡手術に関係する学会、研究会、研修会、セミナー等に複数回出席していること。
- 6)国内外において、筆頭演者として学会発表5題以上の内視鏡手術に関係する発表があること\*。
- 7)国内外において、内視鏡手術に関係する論文があること【論文5題以上(内1題は筆頭著者)】\*。

\*本法人実技研修会、本法人学術研修会及び日本内視鏡外科学会教育セミナーへの参加1回は、学会発表1回、又は論文発表(筆頭著者以外)1回のいずれかに相当する。なお代替の場合にも内視鏡手術に関係する学会発表3題、論文発表3題(内筆頭1題以上)は必須とする。

ここでいう本法人実技研修会とは、一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会(以下、本会)の実技研修事業として行なう研修会で、毎年2～3回実施されているものを指します。ちなみに昨年度は、第38回(4月5・6日)、第39回(10月18・19日)、第40回(12月13・14日)の3回開催されています。本法人学術研修会とは学術集会開催時に行われる学術研修会を指し、昨年度は第20回学術

研修会が9月11日に開催されています。日本内視鏡外科学会教育セミナーは、日本内視鏡外科学会が主催する教育セミナーを指し、昨年度は第27回総会時に盛岡で開催されています。いずれも受講証が発行されています。

学会発表又は論文発表に代替可能な研修会・セミナーは上記の3つのみで、それ以外の研修会、セミナーは要件5)の出席回数にはカウントされますが、学会発表又は論文発表(筆頭著者以外)に代替することはできません。

以上